平成２５年（フ）第１７８８号
北海道江別市大麻宮町４番地　大麻宮町団地８号棟203号室
債務者　家所　信之
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９５号
札幌市清田区真栄４条２丁目20番10―307号
債務者　杉村　信介
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９８号
北海道江別市幸町21番地の16　白蘭マンション223号室
債務者　藤田　政美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２５号
札幌市南区澄川４条５丁目３番20号　エステート六本木203号
債務者　太田　明男
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４７号
札幌市東区北27条東１丁目４番16号　北24条駅前ハウス101号
債務者　成田　広司
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５０号
札幌市白石区南郷通５丁目北５番４号　コーポ瞳203号
債務者　阿部　　崇
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７９号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地12　プルモーサス606号
債務者　森　　一夫
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８３号
札幌市西区西町北５丁目６番15―202号
債務者　坂井　澄恵（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８９号
札幌市白石区南郷通９丁目南３番20号　シャトー富與105号
債務者　河部惠一郎
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９７号
札幌市東区北47条東18丁目１番25号　セピア栄町Ａ201号
債務者　後藤　壽子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９８号
札幌市東区北47条東18丁目１番25号　セピア栄町Ａ202号
債務者　後藤　眞一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５０号
札幌市北区屯田９条12丁目５番１号　小原病院、住民票上の住所札幌市北区北34条西５丁目１番20―711号
債務者　佐藤　輝秋
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５９号
札幌市白石区平和通10丁目南３番10号
債務者　小鷹志乃舞
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３３号
札幌市豊平区豊平４条３丁目３番36―401号
債務者　秋元　幹子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
栃木県那須塩原市高柳339番地５　パインバレイＧ―201号、前住所栃木県那須塩原市東町11番４号
債務者　小林　朱里
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１５３号
千葉県旭市琴田2842番地４　鈴木美代子貸家２号棟
債務者　山下　裕重
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３４３号
相模原市中央区南橋本２丁目14番13号
債務者　大内　眞信
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　横浜地方裁判所相模原支部